

今年度2回目以降の申請の方

学校保健安全法医療券制度について（お知らせ）

和泉市教育委員会では学校保健安全法に基づいて、和泉市立各学校の要保護および準要保護児童生徒に対し、医療券を発行しています。下記にあげられている疾病がある場合には、学校に下部の医療券申込書を提出してください。

医療券の対象となる疾病（下記の疾病に伴う薬剤券も発行しますが、**該当疾病以外の薬は自己負担となります。**）

裏面もご覧ください。

	病名	注意事項
歯科	むし歯（う歯）	保険の範囲内に限ります。 むし歯以外の治療となる歯肉炎・口腔指導・歯石除去・交換期障害・フッ素塗布等は使用できません。
耳鼻咽喉科	中耳炎・アデノイド・慢性副鼻腔炎	急性副鼻腔炎、鼻炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性副鼻腔炎等は使用できません。
眼科	トラコーマ・結膜炎	アレルギー性結膜炎は使用できません。
皮膚科	はくせん（水虫・たむし・しらくも等）・かいせん・のうかしん（とびひ）	
内科	寄生虫病（回虫病・ぎょう虫・虫卵保有等）	

学校保健安全法医療券申込書（ 月分）

令和 年 月 日

学校名	和泉市立	学校・学園
学年・組	年	組
児童・生徒氏名		
生年月日	平成	年 月 日生
保護者氏名		
医療機関		
病名		
薬局名(処方のある方)		

今年度2回目以降の申請の方

1. 手続きについて

- ① この用紙下部の医療券申込書を学校に提出して医療券を請求してください。
- ② 学校から医療券が保護者に届きます。(発行まで2週間程度かかる場合があります。)
- ③ お手元に医療券が届きましたら、速やかに医療機関へ提出してください。
- ④ 医療機関では、医療券、健康保険証、各種医療証(こども医療証、ひとり親医療証等がある場合のみ)を提出してください。

2. 注意点

- ① 医療機関では、さかのぼっての医療券を使用していただけない場合がありますので、必ず診療前に医療機関へ提出するようお願いいたします。
- ② 医療券を申請中で、まだお手元がない場合も医療券を使用する場合は、必ず診療前に医療機関に使用する旨を伝えてください。
- ③ 医療券の有効期限は医療券に記載されている月のみとなります。他の月には使用できません。
- ④ 継続治療が必要な方は、医療券翌月分を改めて申請してください。医療券は申請から発行まで約2週間要しますので、必要な方は前もって申請してください。
- ⑤ 医療券を使用しなかった場合は、必ず学校へお返してください。
- ⑥ 3月分の学校医療券発行につきましては、必ず春休みに入るまでに申請してください。
4月になりましたら、発行できません。